

(別紙2)

臓器のあっせんを行う具体的手段 書式例

1. 人員体制等

(1) 臓器あっせん業務の従事者等

① コーディネーター(チーフコーディネーターも含む)

a. 配置人数		人
b. 研修受講状況等		

② メディカルコーディネーター

a. 配置人数		人
b. 移植医療に関する専門資格や経験等		

③ あっせん業務補助者

a. 配置人数		人
---------	--	---

④ ネットワーク情報管理者

a. 配置人数		人
---------	--	---

⑤ 移植医療に関する知見を有する者(メディカルコンサルタント等)

a. 配置人数		人
---------	--	---

【留意事項】

- (※1) 「a. 配置人数」の欄については、業務開始時において配置が想定される人数を記載すること。業務開始以降に配置が想定される場合は配置する予定の時期とともに想定される人数を記載すること。また、他機関と併任で業務を行う者の配置が想定される場合は、想定される人数も別途記載すること。
- (※2) ①の「b. 研修受講状況等」の欄については、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク又はドナー関連業務実施法人等が行う研修の受講状況等を記載すること。当該研修が未受講の場合は、今後の受講見込み等を記載すること。②の

「b. 移植医療に関する資格や経験等」の欄について、当該従事者が移植医療に関する資格や経験等を有している場合は、その内容等を記載すること。

(※3) ①に関して、チーフコーディネーターを設置する場合は、当該コーディネーターの配置人数や研修受講状況等も(1)①にその別がわかるように記載すること。

(※4) ①から④における者の要件や業務内容等については、「臓器移植対策事業実施要綱」(平成15年6月9日健発第0609002号厚生労働省健康局長通知の別紙)において定めているため適宜参照すること。

(2) コーディネーターの教育担当者

a. 配置人数		人
b. 業務内容等		

【留意事項】

(※1) 「a. 配置人数」の欄については、業務開始時において配置が想定される人数を記載すること。業務開始以降に配置が想定される場合は配置する予定の時期とともに想定される人数を記載すること。

(※2) 「b. 業務内容等」の欄については、自組織のコーディネーター育成・教育に関する計画・内容とあわせて記載すること。

(3) 地域の臓器提供施設開発担当者

a. 配置人数		人
b. 業務内容等		

【留意事項】

(※1) 「a. 配置人数」の欄については、業務開始時において配置が想定される人数を記載すること。業務開始以降に配置が想定される場合は配置する予定の時期とともに想定される人数を記載すること。

(※2) 「b. 業務内容等」の欄については、所管する地域の臓器提供施設に対する普及啓発事業もしくは教育研修事業を含む体系的な取り組みとあわせて記載すること。

2. 臓器あっせんの具体的手段

- (1) 臓器のあっせんのうち、臓器の提供者（以下「ドナー」という。）に関する業務（臓器提供施設が、ドナーの入院から退院までにおいて実施する社会通念上妥当な範囲での業務を除く。）

「臓器のあっせん業の許可等について」（令和7年●月●日健生発●●第●号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。以下「許可通知」という。）第1の一の1の

(1) アからキの業務について、それぞれの具体的手段が分かるよう記載すること。なお、申請時点において、許可通知第1の一の1の(1)エからキまでのいずれかを実施できない場合は、実施可能となる体制を可及的速やかに整備することが分かるように具体的な計画等を記載すること。

ア ドナーとなり得る者（以下「ドナー候補者」という。）の情報の取得

具体的手段

イ ドナー候補者の家族への臓器の提供に係る説明及び同意の取得

具体的手段

ウ 臓器提供に関わる他機関のコーディネーター（臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者をいう。）への支援・連携

具体的手段

エ ドナー候補者の感染症検査・HLA（ヒト白血球抗原）タイピングの実施（検査センターへの委託を含む。）

具体的手段

--

オ 臓器摘出術の管理（臓器摘出術の記録を含む。）

具体的手段

カ 臓器摘出チームの受入調整及び連絡調整

具体的手段

キ 地域の臓器搬送経路の策定

具体的手段

ク ドナーの家族及び遺族の心理的ケアの実施

具体的手段

ケ その他臓器のあっせんのうち、ドナーに関する業務

具体的手段

【留意事項】

（※１）所管する地域で想定される臓器提供事例の件数に対応できることが分かるよう記載すること。

- (※2) 1 (1) で記載した職員がそれぞれの業務でどのように対応するのかが分かるよう記載すること。
- (※3) 記載する枠が足りない場合は適宜追加すること。まとめて記載できる場合は、許可通知第1の一の1の(1)アからキのどの業務に係る具体的手段か分かるようにした上で、まとめて記載してもよい。
- (※4) 必要に応じて、業務の具体的な流れが分かる参考資料等も添付すること。

(2) 臓器のあっせんのうち、移植を希望する者（以下「レシピエント」という）に関する業務

許可通知第1の一の1の(2)アからオの業務について、それぞれの具体的手段が分かるよう記載すること。なお、必要に応じて、業務の具体的な流れが分かる参考資料等も添付すること。

ア レシピエントの募集及び登録・医療情報の管理

具体的手段

イ ドナー発生時のレシピエント候補者の選定及び優先順位の策定

具体的手段

ウ リンパ球交叉試験を含む移植実施に必要な組織適合性検査の実施
(検査センターへの委託を含む。)

具体的手段

エ 移植実施施設への移植実施の有無の打診

具体的手段

オ その他臓器のあっせんのうち、レシピエントに関する業務

具体的手段

【留意事項】

(※１) 記載する枠が足りない場合は適宜追加すること。まとめて記載できる場合は、許可通知第１の一の１の（２）アからオのどの業務に係る具体的手段か分かるようにした上で、まとめて記載してもよい。

(※２) 必要に応じて、業務の具体的な流れが分かる参考資料等も添付すること。

(３) ドナー、臓器提供施設、移植実施施設等との間の連絡調整活動

許可通知第１の一の１の（３）アからウの業務について、それぞれの具体的手段が分かるよう記載すること。

ア 臓器摘出チームの派遣調整及び連絡調整

具体的手段

イ 広域的な臓器搬送経路の策定

具体的手段

ウ その他あっせんに係る連絡調整活動に関する業務

具体的手段

【留意事項】

(※１) 記載する枠が足りない場合は適宜追加すること。まとめて記載できる場合は、許

可通知第1の一の1の(3)アからウのどの業務に係る具体的手段か分かるようにした上で、まとめて記載してもよい。

(※2) 必要に応じて、業務の具体的な流れが分かる参考資料等も添付すること。

3. 臓器あっせんの透明性・蓋然性を評価する仕組みについて

(1) 臓器あっせんの透明性・蓋然性を評価する仕組み

自組織のコーディネーターが対応する臓器のあっせん業務について、常に組織全体として対応状況等が把握できるような仕組みについて記載すること。

--

(2) 脳死下臓器提供事例の検証について

自組織にて対応した脳死下臓器提供事例について、妥当性等を審議する会議名や開催予定(開催頻度)について記載すること。

a. 会議名	
b. 開催予定(開催頻度)	